

専門家団体や庁内連携による新規の空き家対策の取組

1. 空き家バンク登録物件に付随する農地取得の下限面積の緩和

(人口増推進課・農業委員会)

R1年6月に「信更地区田舎暮らしを支援する委員会」からの要望を受け、R1年9月に人口増推進課が農業委員会に対し、空き家に付随する農地を空き家とともに取得する場合の下限面積について、1a程度まで引き下げるよう要望し、農業委員会で協議を進めてきた。

農業委員会では、これにかかる要綱を改正(下限面積を緩和)し、R2.4月から次のとおり運用を開始している。

空き家バンクの登録物件で、空き家に隣接する農地を取得する場合の農地の下限面積を1aとする。(改正前は10a)

※R2年4月15日現在、『空き家バンク』で公開中の空き家48件のうち、**農地付で公開中のものは8件**

2. 三輪地区の空き家所有者に対する利活用アンケートの実施

(三輪支所・人口増推進課・建築指導課空き家対策室)

県立大学の学生の住居が不足することが想定されるため、三輪地区の利活用可能な空き家所有者に建物を学生に貸し出すこと(シェアハウス等)について、利活用アンケートをR2.3月に実施(69件)。

今後、アンケートを集計し、利活用を希望する所有者には、積極的にアプローチするとともに、令和2年度以降も庁内連携のうへ、利活用アンケートを継続する。

3. 台風19号災害被災地の空き家所有者に対し、市の支援策等のお知らせ

(建築指導課)

台風災害以降も、敷地内の障害物等の片づけを行っていない長沼・豊野地区の空き家所有者に対し、被災した家屋の状況をお知らせするとともに、危険なブロック塀除却や道路後退整備、公費解体等の市の支援策の案内をR2.4月中に行い、空き家所有者に申し込み等の対応をしていただくことで、住環境の改善と地域の復興を推進する。

4. 国のモデル事業による空き家化防止のための連続講座等の実施

(長野県司法書士会、長野県建築住宅課、建築指導課空き家対策室)

国のR1年度「空き家対策担い手強化・連携モデル事業」を活用し、県司法書士会が県や市と連携して長野市内のモデル地区で、空き家の問題意識を高め解決のための啓発や相続登記の促進を図るための連続講座等を実施する「“負”動産から“富”動産へ!! ステップアッププロジェクト」を実施した。



川中島地区で開催した空き家対策連続講座

主 催 長野県司法書士会

共 催 川中島地区住民自治協議会

事業内容 ・空き家対策連続講座 6回 (R1.11~R2.2月)

・シンポジウム 「未来の地域づくり」空き家問題から考える

(R2.2.16)

5. まちなかエリアリノベーション

(長野県建築士会ながの支部、まちづくり長野)

中心市街地の空洞化対策や空き家対策として、西鶴賀地区において建築士会とまちづくり会社が協同して、空き住戸や店舗を改装することで新たな価値を加え、エリア全体の賑わいを取り戻す取り組みを実施。

この事業は当初、国のモデル事業の活用も見据え、本市も協力できる体制としていたが、国の事業が不採択となったことから、当初計画ベースでの事業展開は難しいところとなったが、目的とした「健全なリノベーション」の推進を目指し、地域との連携を図りながら、建築リノベーションを学ぶ講習会や、セルフリノベーションに向けたワークショップの開催を計画している。



西鶴賀地区住民を交えたワークショップの様子